

大水工給第 1号
平成28年 4月20日

指定給水装置工事事業者 様

大阪市水道局長
玉井 得雄
(公印省略)

不用となった既設給水管の撤去範囲の拡大について(通知)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より本市水道事業の運営
に対してご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、これまで不用となった既設給水管については、新設給水管布設に伴い露出し
た部分等の撤去のみを行っておりましたが、今回、道路管理者より道路法など関係法
令に基づき不用となった既設給水管について、全部撤去するよう指導がありました。

つきましては、次のとおり不用となった既設給水管の撤去について取扱うこととし
ますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

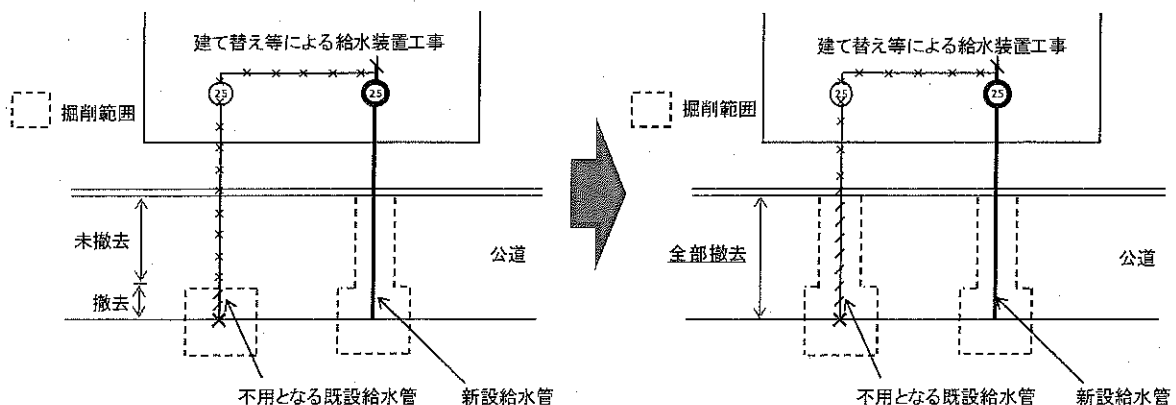
1. 内 容:給水装置工事における不用となった既設給水管は、原則全部撤去とする。

2. 期 限:平成28年10月1日工事申込分より適用する。

(参考例)

【変更前】

【変更後】



【お問い合わせ先】

大阪市水道局工務部給水課
電話番号 06-6616-5480

【参考】

〔道路法〕

・第40条 （原状回復）

道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、道路の占有をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占有物件」という。）を除却し、道路を原状に回復しなければならない。但し、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

〔大阪市道路占有規則〕

・第30条 （占有を終了したときの手續）

占有者は、次の各号の1に該当するときは、別に定める手續きをした後占有物件を撤去し、道路を現状に回復し、市長の立会検査を受けなければならない。

- (1) 占有期間が満了したとき
- (2) 占有を廃止したとき
- (3) 占有許可の取消しがあったとき